

行政文書開示請求書

平成21年5月29日

総務大臣 殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

網代 太郎

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒 (略)

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-29-16-702

墨東行政書士事務所

電話03-5600-8246

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

関東広域圏の地上デジタル放送の送信設備が現在の東京タワーから東京スカイツリーへ移転された後、放送局の送信アンテナの場所や送信高等が大幅に変更されるため、受信者の受信アンテナの方向調整や他の放送事業者への電波の混信妨害、ビル等の構造物による新たな陰が生じることによる受信障害等の地上デジタル放送の受信者への影響が懸念されている。このため、総務省は、2007年12月及び2008年12月、各放送事業者に対し、東京スカイツリーへの移転に際して新たな受信障害などについて対策が必要となる場合は責任ある取組を行うよう要請した。これに対し、放送事業者からは、①東京スカイツリーに移転した場合には、十分な送信高と電波強度が確保されるため、新たな受信障害の発生のおそれは小さいこと、②新たな受信障害などの対策が必要となった場合は、放送事業者が適切に対応する予定である、との報告を総務省は受けている。(1)これら放送事業者への要請、(2)要請に対する各放送事業者からの報告、及び、(3)同報告の妥当性（特に「新たな受信障害の発生のおそれは小さい」との回答についてこれを妥当と判断すべきかどうかの技術的な検証を含む）について総務省が検討評価した文書（または総務省が妥当性を判断するために検討評価の委託等をした第三者による文書）、について、開示を求める

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 () _____ <実施の希望日> _____
<input checked="" type="radio"/> ① 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	<table border="1"><tr><td>300円</td></tr></table>	300円	収入印紙をはってください	(受付印)
300円				

※ この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	